

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の使命は、「世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供する。」ことです。そのため、消費者の立場に立ち、安全性と品質にすべての責任を負い、食に関わる全プロセスを自ら企画・設計し、全地球規模の卓越したMMDシステムをつくり運営しております。この使命を共有し合ったメンバーによって、機能的かつ有機的な組織を形成し、維持してまいります。

経営管理といたしましては、取締役12名のうち3名を社外取締役とし、監査役4名のうち3名を社外監査役とすることで、公正なガバナンス体制の構築に努めております。更に、内部統制システム構築の基本方針に基づき、法令遵守やリスク管理等の体制整備を進めるとともに、内部監査部門による内部牽制、会計監査人による会計監査により、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めております。

また、決算説明会、IR活動、ホームページ等による情報公開及び株主総会における株主との直接対話を通じて、経営内容の透明性を高めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

コードの各原則について全てを実施しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

・政策保有については、保有目的が当社の事業戦略や中長期的経済合理性に合致するかどうかという観点で審議を行い個別に実施の判断をしております。また実施後は、保有効果を定期的に検証しており、また政策投資株の議決権については議案内容が当社投資価値の維持・向上に資するかどうかを精査した上で適切に賛否の判断を行っております。

[原則1-7 関連当事者間取引]

・当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1)経営理念・経営戦略・経営計画

・当社グループは「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という企業理念のもと、「世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供する」ことを使命としております。

・当社は中期経営計画を策定し、その内容を当社ホームページ(http://www.zensho.co.jp/jp/ir/ir_news/2016/post_2954.html)に開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本方針

・コーポレートガバナンスに関する基本方針は当社ホームページ(<http://www.zensho.co.jp/jp/company/governance/>)に開示しております。

(3)取締役の報酬

・取締役の報酬は、株主総会で承認頂いた総額の範囲内で決定致します。個々の報酬については代表取締役にその決定を一任すべく取締役会で決議しております。代表取締役は会社業績及び会社経営における個々の取締役の貢献度に応じ、個々の報酬を決定致します。

(4)取締役・監査役の選任と指名

・経営陣幹部、取締役、及び監査役の選任にあたっては、社内外に広く人材を求め、能力と職務経験を基本に人事部門と代表取締役が候補者を選定。選定された候補者について、取締役会で協議の上、最終的な候補者を選定致します(執行役員は取締役会で決定)。監査役候補者については、取締役会付議前に監査役会の同意を得ております。

(5)取締役・監査役個々の選任理由説明

・取締役、監査役の選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載、及び当社ホームページに掲載しております。

[補充原則4-1-1]

・次の事項は取締役会の決議を経るものとしています。

(1)会社法及び他の法令に規定された事項

(2)定款に規定された事項

(3)取締役会規程に規定された事項

次の事項は、取締役会に報告するものとしています。

(1)業務の執行の状況、その他会社法及び法令に規定された事項

(2)その他取締役会が必要と認めた事項

従って、上記以外の事項は経営陣に委任されています。

[原則4-8 独立社外取締役の活用]

・当社は会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を3名選任しております。

[原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準]

- ・ 当社の独立役員の基準は以下の通りです。
- (1)東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていること
- (2)誠実な人格、高い見識と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する方。
- (3)当社グループの企業理念を十分に理解して頂ける方。

[補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件]

・ 当社の取締役の員数は、定款で定める15名以内とし、当社グループの現在及び将来の事業領域における専門性を確保することはもとより、取締役会における議論により多様なステークホルダーの観点を取り入れるべく、多様性に配慮した構成と致します。具体的には、複数の独立社外取締役ならびに女性の選任に努めます。

[補充原則4-11-2 取締役会の実効性確保のための前提条件]

・ 当社の取締役・監査役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、またその準備を行うために必要な時間を確保することが求められます。そのため、他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会並びに監査役会の出席率を株主総会招集通知で開示し、兼任する会社数の適正性を判断致します。

[補充原則4-11-3 取締役会の実効性確保のための前提条件]

・ 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針に従い、取締役会の実効性について、各取締役に対するアンケートに基づく自己評価を行いました。その結果、当社取締役会では、活発な議論が行われており、社外取締役についても求められる役割を十分に果たしている、との評価から、取締役会は全体として実効的に機能していると判断いたしました。今後も引き続き、取締役会の機能の向上を図るため、グループ会社に対する監督及び中長期経営に関する審議等を充実させてまいります。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング]

・ 当社は、取締役・監査役が委嘱された業務を適切に推進するとともに、経営を監督する上で必要な事項について適宜教育の機会を設けております。今後はこれをさらに充実してまいります。

[原則5-1 株主との建設的な対話]

・ 当社では、機関投資家向け、一般メディア向け、個人投資家向けコミュニケーションをそれぞれグループ財務部、広報室、及び総務部が担当しております。これら3部門はよりわかりやすいコミュニケーションに向け、連携して取り組んでおります。
なお、当社は、個人投資家の皆様に長期にわたって株式を保有頂き、当社の力強いサポーターとなって頂くことを目的として「ゼンショーサポーターズクラブ」を設立し、会員株主の皆様とのコミュニケーションに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社日本クリエイト	51,307,500	34.61
小川 賢太郎	3,162,100	2.13
小川 一政	3,160,800	2.13
小川 洋平	3,160,800	2.13
ゼンショーグループ社員持株会	2,706,643	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,878,100	1.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,677,200	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,585,200	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	1,398,000	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	1,373,700	0.93

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社は、株式会社ココスジャパン、株式会社ジョリーパスタの2社であります。
当社は、「世界中のすべての人々に、安全でおいしい食を手軽な価格で提供する」ことを使命とし、フード業世界一を目指しております。各社はこの考え方のもとに業態の進化を図っており、お客様・株主・従業員の利益が最大化するように、独立した経営判断を行っております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
萩原 敏孝	他の会社の出身者											
伊東 千秋	他の会社の出身者											
安藤 隆春	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩原 敏孝	○	株式会社小松製作所 顧問 ヤマトホールディングス株式会社 社外取締役 日野自動車株式会社 社外監査役 株式会社高松コンストラクショングループ 社外取締役	株式会社小松製作所等における長年の経営者としての経験と豊富な知識を有しており、独立性をもって当社 の業務に助言をいただくこととしております。また、当社との間で利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずることはない と判断して独立役員に選任することといたしました。

伊東 千秋	○	日立造船株式会社 社外取締役 株式会社オービックビジネスコンサルタント 社外取締役	伊東千秋氏は、企業経営において、豊富な経験と深い見識を有しており、社外取締役として客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動の助言をいただくこととしております。また、当社との間で利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずることはない判断して独立役員に選任することといたしました。
安藤 隆春	○	株式会社ニトリホールディングス社外取締役 株式会社東横イン社外取締役 株式会社アミューズ社外取締役	直接的に企業経営に関与された経験はお持ちではありませんが、警察庁長官をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識をお持ちであり、社外取締役として当社の経営全般に対して適切な監督・助言をいただけるものと判断しております。また、当社との間で利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずることはない判断して、独立役員に選任することといたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に監査報告会を行い、直接意見交換を行っております。
内部監査部門は、常勤監査役と直接意見交換を行い、連携した監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡辺 秀雄	他の会社の出身者													
竹内 康二	弁護士													
宮嶋 之雄	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 秀雄	○	----	長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を持って、当社の監査に助言していただくため。 なお、当社の兄弟会社の業務執行役員、当社の重要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサル タントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらない、当社の主要株主でない等、独立性を有していることから、同監査役を独立役員として指定している。
竹内 康二	○	さくら共同法律事務所 弁護士 株式会社ユニカフェ社外監査役	弁護士として、法的知見を持って当社の監査に助言いただくため。 なお、当社の兄弟会社の業務執行役員、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらない、当社の主要株主でない等独立性を有していることから、同監査役を独立役員として指定している。
宮嶋 之雄	○	----	商社及び保険代理業において、長年にわたる経営者としての経験や経営管理業務をはじめとする多様な業務経験を通じて幅広い知識をお持ちであり、これを当社の監査に反映していただくため社外監査役に選任いたしました。また、宮嶋之雄氏は現在まで当社との間で利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずることはないと判断して、独立役員として選任することいたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績を反映した役員賞与を実施しているため、ストックオプション等は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役ごとに支給人数と報酬を別にして開示を行っております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上の者は有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

常勤監査役から非常勤の監査役への情報共有は随時行い、取締役会の議案及び議案資料は、事前を送付することとしております。また、監査役業務室を設置し、監査業務をサポートする体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のガバナンス体制としては、取締役12名（社外取締役3名を含む）、監査役4名（社外監査役3名を含む）で構成しております。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の管理監督機能と執行役員の業務執行機能とを分離し、それぞれの職責に専念できる環境を整備しております。

各監査役は、取締役会に出席するほか、代表取締役との意見交換、内部監査部門との積極的な情報交換を行うことで取締役の職務の執行を監査するとともに、会計監査人とも積極的に情報交換を行い、会計監査人との連携を図っております。

取締役の選任については、取締役会での提案を受け、取締役会にて議論ののち候補を決定し、株主総会に議案として上程のうえ、選任されます。

取締役の報酬については、株主総会において総額を決定し、個々の報酬については代表取締役にその決定を一任すべく取締役会で決議しております。監査役の報酬については、株主総会において総額を決定し、監査役の協議により定めます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

的確なコーポレート・ガバナンスの履行のためには、様々な知見を持った複数の社外役員の参画が不可欠であり、「世界中のすべての人々に、安全でおいしい食を手軽な価格で提供する」という当社の使命を十分に理解し、これを実現させるための組織体制としては、ふさわしいものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の24日前に発送を行うとともに、31日前にはホームページ及びT Dnetにて東京証券取引所へ届出・開示を行っております。
その他	経営の重点事項について社長より直接説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算において、アナリスト・機関投資家向けの説明会を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	トップメッセージ、決算短信、事業報告書、東京証券取引所における適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経本内部に、IR担当部署及び担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	フェアトレードの取組み等を行うことにより、社会貢献に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「ゼンショーグループ憲章」を制定し、全役職員による法令ならびに定款および社内規程の遵守の徹底を図る。
 - (2) 各業務担当取締役および執行役員は、自らが担当する業務部門でのコンプライアンスリスクを分析し、その対策を実施する。
 - (3) コンプライアンス委員会は、グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、審議結果を取締役会および監査役会に報告する。グループのコンプライアンス上の問題点について従業員が情報提供を行うホットラインを設置する。
 - (4) 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その活動の適法性や健全性を確保するため、内部監査部門による監査を継続的に行う。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「ゼンショーグループリスク管理規程」を定め、グループの様々なリスクを網羅的かつ適切に認識し、管理すべきリスクの選定を行い、管理担当部門を定め、リスク管理体制の整備・充実を図る。また、予期せぬリスクが発生することを十分認識し、新たに生じた重大なリスクについては、取締役会または代表取締役が、すみやかに管理担当部門を選定し、迅速かつ適切に対応する。
 - (2) 規程に基づいたグループ内の様々なリスクを統括的に管理するため「総合リスク管理委員会」を設置し、管理担当部門のリスク対策実施状況の点検を行うことにより、有効性を確保する。
 - (3) 「食の安全・安心」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」に係るリスクおよびその他の選定されたリスクは、管理担当部門がリスク対策を策定する。また、リスクが顕在化した場合、管理担当部門は迅速かつ適切な対応を行い、結果を総合リスク管理委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては適宜、取締役会に報告し、必要な指示を受ける。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書管理規程」および「情報セキュリティポリシー」の定めるところに従い、適切に保存し、かつ、管理する。
 - (2) 取締役および監査役は、これらの情報の保存・管理および保全体制の整備が適正に行われていることを確認する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 中期経営計画および年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、迅速な判断や意思決定を行えるよう、日次・月次・四半期業務管理を徹底し、目標の進捗状況を明確にする。
 - (2) 意思決定のプロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、社長決裁事項で当社およびグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、担当取締役及び執行役員との協議に基づいて執行決定を行い、これを適宜取締役会に報告する。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「ゼンショーグループ憲章」は、当社および子会社の全役職員が法令および定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (2) 当社は、持株会社としてゼンショーグループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の状況に応じた管理を行う。また、当社のグループ会社統括管理部門が担当窓口となり、子会社による定期的または、随時、整備状況の報告を受ける。
 - (3) 当社から子会社に対し役職員を派遣するとともに、子会社の業務の執行状況を把握し、事業活動の有効性を確認する。
 - (4) 内部監査部門が定期的または随時、グループ会社を監査するとともに、その状況を当社代表取締役に適宜報告する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 財務報告の信頼性を確保することが、グループ活動の信用の維持・向上に必要不可欠であることを認識し、財務報告に係る内部統制活動の重要性をゼンショーグループ全体に徹底する。
 - (2) 「財務報告に係る内部統制についての評価計画書」を年度単位で作成し、グループ会社全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める。
 - (3) 財務報告に係る内部統制の整備および運用状況については、内部統制評価責任部門が、グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、業務運営の適切性を検証する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する当社取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役を補助すべき使用人として、監査役監査の職務の実効性の確保の観点から必要な人員を選任し、体制の充実を図る。
 - (2) 監査役の補助使用人が監査役から特定の命令を受けた場合は、当該補助使用人は当該命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
 - (3) 監査役の補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、全監査役の事前の同意を要する。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は、当社およびグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「ゼンショーグループホットライン」への通報状況等を、監査役または監査役会にすみやかに報告する。
 - (2) 前項の当社およびグループに重大な影響を及ぼす事項を発見した使用人は、監査役または監査役会に直接報告することができ、この報告は「内部通報規程」に準拠して対応する。
 - (3) 監査役は、内部監査部門との監査計画、監査結果等の相互開示により情報の共有化と効率化を図る。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (2) 監査役会に対して、独自に専門の弁護士や会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - (3) 監査役は必要に応じていつでも、取締役および使用人に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - (1) 当社は反社会的勢力との関係を持たない。また反社会的勢力の不当な要求には毅然とした態度で臨み、金銭その他経済的利益の提供を行わない。さらに全グループ会社に対し、方針の徹底を図る。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 当社は「ゼンショーグループ憲章」を定め、企業倫理の浸透を図るとともに、コンプライアンスを実現するため、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス行動指針」を定め、「反社会的勢力の排除」について具体的指針を示している。
- (2) なお、「ゼンショーグループ憲章」ならびに「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス行動指針」については、全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図る。
- (3) 更に反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、グループコンプライアンス委員会を組織し、警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<会社情報の適時開示に係る社内体制の状況>

1. 当社は、会社情報(決定事実、発生事実及び決算情報)を関係部署及び代表取締役の確認の上、グループ経本部がTDnetを介して東京証券取引所に適時開示を行っております。
2. 当社及びグループ会社における、決定事実、発生事実については、関係部署の責任者若しくはグループ各社の情報管理責任者より、情報取扱責任者(取締役グループ総務本部長)に報告を行い、報告を受けた情報取扱責任者は、グループ経本部、広報室及び関連部署等で、上場証券取引所規則ならびに金融商品取引法、会社法をはじめとする関連法令・規則・ガイドライン等に照らし合わせて、情報の適法性・正確性・公式性を協議のうえ、グループ経本部へ適時開示の伝達を行っております。
3. 決算情報については、グループ経本部が作成し、代表取締役に報告、取締役会の承認をへて、適時開示を行っております。

